## 放射線測定設備の性能検査申請書

東安防発第20号 令和6年1月30日

原子力規制委員会 殿

住所 東京都台東区上野五丁目2番1号 氏名 日本原子力発電株式会社 取締役社長 村松 衛

原子力災害対策特別措置法第11条第5項の規定により、次のとおり放射線測定設備の性能検査を申請します。

原子力事業所の名称及び所在地		東海発電所 茨城県那珂郡東海村白方1番の1	
原子力事業所内の放射線測定設備	検査対象	1 式 (モニタリングポストA 東海発電所中央制御室 放射能総合監視盤 東海第二発電所中央制御室 環境監視盤 の更新	
	その他概要	別紙のとおり	

- 1. モニタリングポスト
  - (1) 測定対象 空気吸収線量率
  - (2) 設置場所 発電所周辺監視区域境界近傍

(別図-1参照)

- (3) 検出器 NaI(T1) シンチレーション<sup>\*1</sup>, 電離箱<sup>\*1</sup>
- (4) 測定範囲 NaI (T1) シンチレーション

1 0  $^1$  n G y / h  $\sim$  1 0  $^5$  n G y / h

(中央制御室指示計,記録計  $10^{1}$ nGy/h $\sim$ 10 $^{5}$ nGy/h)

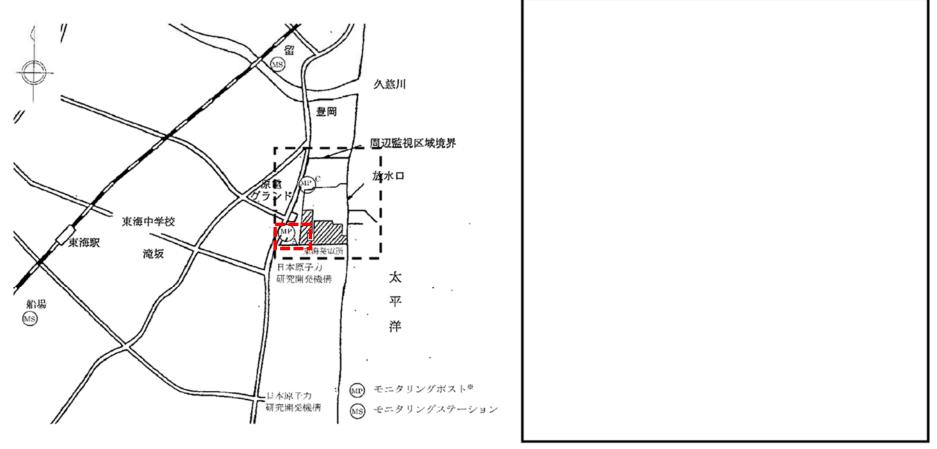
## 電離箱

 $10^{-8} \,\mathrm{G}\,\mathrm{y}/h \sim 10^{-1} \,\mathrm{G}\,\mathrm{y}/h$ 

(中央制御室指示計,記録計  $10^{-8}\,\mathrm{G}\,\mathrm{y}/\mathrm{h} \sim 10^{-1}\,\mathrm{G}\,\mathrm{y}/\mathrm{h}$ )

- (5) 警報設定 計測範囲内で可変
- (6) 測定方法 指示, 記録及び警報\*1
- (7) 取付個数 2式
- (8) 必要な検査 1式※1
- ※1:モニタリングポストA, 東海発電所 中央制御室 放射能総合監視盤及び東海第 二発電所 中央制御室 環境監視盤の機器を取替たため,放射線測定設備の検出 器の校正確認,設定された数値にて警報を発することの確認,放射線量の測定に 支障をきたす程度の検出部の損傷が生じていないことの確認,数値が確実に記録 されていることの確認について検査する。なお,検査範囲については,別図-2 参照。

## 発電所敷地周辺付近の放射線測定設備



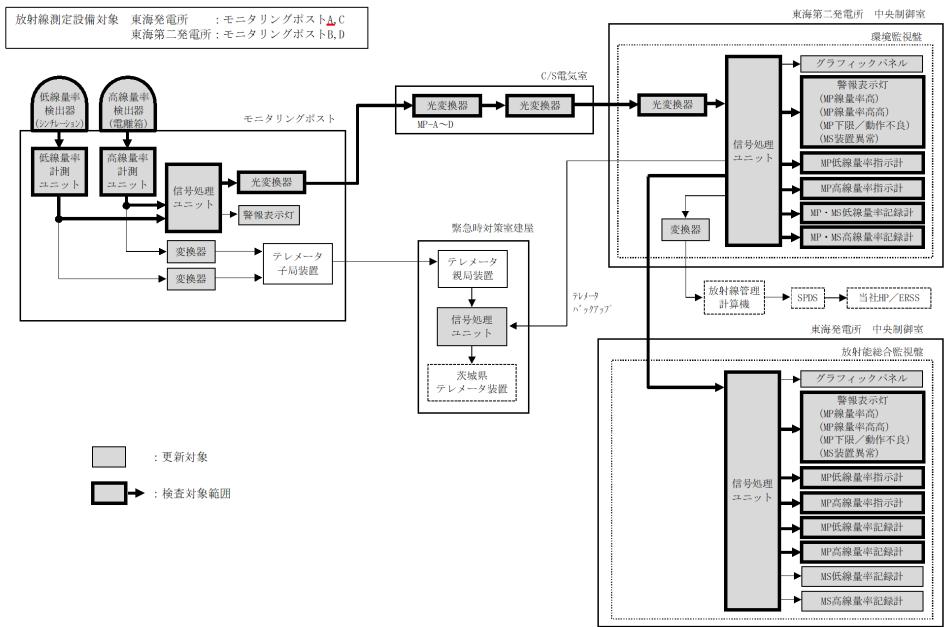
名 称	測定対象	測定器機種(測定レン	点検頻度	
モニタリングポストA*	空間吸収線量率	シンチレーション (NaI) (10 <sup>1</sup> ~10 <sup>b</sup> nGy/h)	電離箱(10 <sup>-8</sup> ~10 <sup>-1</sup> Gy/h)	1 回/年
モニタリングポストC*	空間吸収線量率	シンチレーション (NaI) (10 <sup>1</sup> ~10 <sup>5</sup> nGy/h)	電離箱(10*~10'Gy/h)	1 回/年
モニタリングステーション留	空間吸収線量率	シンチレーション (NaI) (10 <sup>1</sup> ~10 <sup>b</sup> nGy/h)	電雕箱(10-8~10-1Gy/h)	1回/年
モニタリングステーション船場	空間吸収線量率	シンチレーション (NaI) (10 <sup>1</sup> ~10 <sup>5</sup> nGy/h)	電離箱(10 <sup>-8</sup> ~10 <sup>-1</sup> Gy/h)	1回/年

※:モニタリングポスト (原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備)

枠囲みの内容は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



\_\_\_ 今回の申請対象(モニタリングポスト A)



モニタブロック線図